

尾道市向島福祉支援センターに係る指定管理者の候補者の選定について

福祉保健部社会福祉課庶務係
(0848-38-9133)

尾道市向島福祉支援センターの指定管理者（指定管理期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）について、次のとおり候補者を指名により選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会
代表者	会長 加納 彰
住所	尾道市門田町 22 番 5 号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
管理費用提案額	495 千円（予定）

【指名選定理由】

- (1) 尾道市社会福祉協議会は、合併前の旧向島町時代より尾道市向島福祉支援センターに事務所を置き、地域の実情に応じたボランティア組織の育成や、研修室をボランティアルームとして活用し、尾道市向島福祉支援センターを拠点として活動の支援や相互の交流の場を提供しており、施設の事業と密接に関わっているため。
- (2) 尾道市社会福祉協議会は、現在も、尾道市社会福祉協議会の向島支所として、積極的に地域福祉活動を推進し、市民から高い信頼を得ているため。また、ボランティアや地域住民との連携により、積極的に社会福祉事業等の推進を図っており尾道市における地域福祉の振興に寄与する特定な団体であると客観的に認知できるため。

2 施設の概要

所在地	尾道市向島町 5888 番地 1
施設の設置目的	地域の福祉保健活動の拠点施設として、市民の福祉の向上と健康の増進を図るため
現管理方法	指定管理（指定管理者：社会福祉法人尾道市社会福祉協議会）

3 尾道市向島福祉支援センター指定管理者選定状況

仕様書に基づき、管理計画、事業計画、収支計画ほか関係書類を審査し、適正であると判断した。